

四半期報告書

(第97期第1四半期)

自 平成20年12月1日
至 平成21年2月28日

キューピー株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11

2 株価の推移	11
---------	----

3 役員の状況	11
---------	----

第5 経理の状況	12
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他	24
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	25
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月14日
【四半期会計期間】	第97期第1四半期（自平成20年12月1日 至平成21年2月28日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Q. P. Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 豊
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐々木 克彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐々木 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第96期
会計期間	自平成20年12月1日 至平成21年2月28日	自平成19年12月1日 至平成20年11月30日
売上高(百万円)	108,954	473,951
経常利益(百万円)	2,704	14,184
四半期(当期)純利益(百万円)	1,419	7,721
純資産額(百万円)	163,419	163,580
総資産額(百万円)	282,630	291,792
1株当たり純資産額(円)	934.71	941.79
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	9.36	50.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	—	—
自己資本比率(%)	50.2	49.0
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,151	14,466
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△5,196	△9,687
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△903	△5,712
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	23,722	26,705
従業員数(人)	10,013	9,283

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含めておりません。

3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
(株)サンエー 物流	東京都 昭島市	百万円 38	運送取扱業	100.0 (100.0)	ありません	ありません	ありません	ありません
KEWPIE (THAILAND) CO., LTD. ※1	タイ バンコク	百万バ ーツ 200	調味ソース・ 粉末調味料 および瓶缶詰 の製造販売	44.0	役員4名 従業員4名	百万円 保証債務 244	商品の仕入	ありません

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. ※1 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年2月28日現在

従業員数(人)	10,013 (8,365)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であり、臨時雇用者は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年2月28日現在

従業員数(人)	2,577 (879)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）の人数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)
食品事業(百万円)	54,459
合計(百万円)	54,459

- (注) 1. 「物流事業」では生産活動を行っていません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)
食品事業(百万円)	11,416
物流事業(百万円)	1,889
合計(百万円)	13,305

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社。以下同じ)は受注生産を行っていません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)
食品事業(百万円)	調味料・加工食品	40,324
	健康機能	4,022
	タマゴ	20,436
	サラダ・惣菜	21,304
	小計	86,086
物流事業(百万円)		22,867
合計(百万円)		108,954

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 外部顧客に対する売上高を記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、金融危機による企業業績や雇用情勢の悪化などから個人消費が低迷する極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）は、健康ニーズに対応する独自商品の開発強化や、中食・外食・食品メーカー向けのフードサービス市場において当社グループのユニークさを活かした魅力あるメニュー提案に努め、市場の活性化を図りました。それらに加え、部門に跨るコスト低減活動などに注力しました。

当第1四半期連結会計期間の売上高は、1,089億54百万円となりました。

利益面では、物流事業での業務改善や食品事業でのグループコストや販売促進費の低減などが寄与し、営業利益は26億21百万円、経常利益が27億4百万円、四半期純利益は14億19百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、以下のとおりであります。

<食品事業>

食品業界においては、生活防衛意識の高まりにより内食回帰の傾向が続く一方で、食の安全・安心に対する消費者の厳しい視線が注がれる環境が続きました。

主要原料の購買面では、鶏卵価格はおおむね安定して推移しました。食油価格は落ち着きを見せ始めたものの、依然として高い水準での値動きとなりました。

このような状況の中、当社グループの食品事業の主な業績としては、調味料・加工食品事業では、引き続き健康訴求タイプを中心にマヨネーズが好調だったことに加え、グループの連携を強化してサラダの主業化戦略に取り組みました。また、2月にドレッシングの小容量化商品を発売、つくりたての美味しさと値頃感を訴求し、需要の拡大に努めました。健康機能事業は、ヒアルロン酸が食品・化粧品用途などを中心に拡大しました。また、米国と日本で変形性膝関節症等向けの「ヒアベスト（J）」がエビデンス（ヒト経口摂取試験結果）を取得したことにより、国内外への展開を強化しました。タマゴ事業では、液卵加工技術を活かした機能性液卵（メレンゲベース、パータポンベース）が好評だったほか、乳化・焼成技術（とろっと技術、ふんわり技術）を活用したタマゴ加工品などの拡大を図りました。サラダ・惣菜事業においては、仕入販売品の取扱いを絞っていることの影響がでしたが、旬の野菜を活かしたカット野菜、健康訴求商品（「ハーフ」を用いた低カロリーサラダ）の品揃えを充実させました。

以上の結果、食品事業の売上高は860億86百万円となりました。営業利益については、33億9百万円となりました。

<物流事業>

食品物流業界においては、高止まりしていた燃料価格が落ち着きを取り戻したものの、輸送需要の減少に歯止めがかからず、同業者間の競争が一層激化するなど厳しい経営環境で推移いたしました。

このような情勢の下、当社グループの物流事業は、受注や在庫管理などの徹底した業務の標準化や品質本部の新設により物流品質の向上に努めました。また、倉庫作業支援システムなどの運用や小ロット品取扱いの効率化などにより荷役業務の合理化を図りました。

以上の結果、物流事業の売上高は228億67百万円となりました。営業利益については、燃料価格の値下がりやパレット費用の削減などにより3億20百万円となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比91億62百万円減少し、2,826億30百万円となりました。これは主に「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」の減少、「商品及び製品」の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末比90億1百万円減少し、1,192億10百万円となりました。これは主に「支払手形及び買掛金」の減少、「引当金」の増加、「その他」（未払金、未払費用）の減少によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末比1億61百万円減少し、1,634億19百万円となりました。これは主に「利益剰余金」の増加、「その他有価証券評価差額金」、「為替換算調整勘定」の減少、「少数株主持分」の増加によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて29億83百万円減少し、237億22百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費に加え、売上債権および仕入債務の減少、法人税等の支払などにより31億51百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資のための支出、投資有価証券の取得による支出などにより51億96百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加の一方、配当金の支払などにより9億3百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(I) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。

(II) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様へ長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

① グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成19年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略と定め、「利益体質の強化」では、(i) 利益構造の改革と健康機能事業の創設、(ii) 技術立社の推進および(iii) グループコストの低減を、「成長分野へのシフト」では、(i) 健康ニーズへの対応、(ii) Food service市場での展開を強化および(iii) 海外での拡大を推進、をその内容として掲げております。これらの基本戦略を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度等を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、当社は、監査体制の一層の充実強化を図るため、第95回定時株主総会において社外監査役を1名増員いたしました。

(ロ) 上記(Ⅱ)(イ)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

上記(Ⅱ)(イ)①および②の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(Ⅲ) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策))

(イ) 当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)による取組み

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年2月22日開催の当社第95回定時株主総会の承認をもって、大量買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)の採用を決定し、本対応方針は、第95回定時株主総会において承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

① 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。)を対象とします。

② 大量買付ルールの内容

当社は、(i) 大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(ii) 原則として60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)または90日(その他の大量買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)が経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、(iii) 独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて(iv) 株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

③ 大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(iii) 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当その他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当を選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないことなどを新株予約権の条件として定めます。

(iv) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

④ 株主・投資家に与える影響等

(i) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

(ii) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(iii) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。したがって、新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

⑤ 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、第95回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた平成20年2月22日から発効し、本対応方針の有効期限は、平成23年2月28日までに開催される第98回定時株主総会の終結の時までとします。

(ロ) 上記(Ⅲ)(イ)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様と与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守し

ない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記（Ⅰ）「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の本承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の本意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしています。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

（５）研究開発活動

当第１四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、６億５８百万円であります。

なお、当第１四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（注） 「第２ 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社の増加に伴い新たに当社グループの主要な設備となったものは、次のとおりであります。

①国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)サンエー 物流	印西営業所 (千葉県印西市)	物流事業	物流倉庫設備	392	37	- (-)	3	432	61
〃	本社営業所 (東京都昭島市)	物流事業	物流倉庫設備	55	57	348 (753)	76	537	117

②在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	食品事業	食品製造設備	138	152	93 (73)	32	417	478

(注) 上記① 国外子会社② 在外子会社について

- 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、リース資産であり、建設仮勘定は含まれておりません。
- 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等のうち完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	取得金額 (百万円)	完了年月
キュービー(株) 伊丹工場	兵庫県伊丹市	食品事業	食品製造設備	704	平成21年2月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成21年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,464,515	155,464,515	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	155,464,515	155,464,515	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月1日 ～ 平成21年2月28日	—	155,464	—	24,104	—	29,418

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 3,677,000 普通株式（相互保有株式） 67,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 151,539,500	1,515,395	同上
単元未満株式	普通株式 180,715	—	同上
発行済株式総数	155,464,515	—	—
総株主の議決権	—	1,515,395	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,600株（議決権の数96個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	3,677,000	—	3,677,000	2.37
（相互保有株式） サミット製油(株)	千葉県美浜区新港 38	67,300	—	67,300	0.04
計	—	3,744,300	—	3,744,300	2.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 12月	平成21年 1月	2月
最高（円）	1,234	1,234	1,192
最低（円）	1,072	1,025	1,032

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,999	25,260
受取手形及び売掛金	※2 62,255	※2 71,476
有価証券	5,000	5,000
商品及び製品	13,496	12,353
仕掛品	734	739
原材料及び貯蔵品	5,850	5,338
その他	6,534	5,903
貸倒引当金	△477	△464
流動資産合計	115,394	125,607
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 122,279	※1 121,303
減価償却累計額	△72,202	△71,203
建物及び構築物（純額）	50,076	50,099
機械装置及び運搬具	※1 123,391	※1 121,966
減価償却累計額	△99,537	△98,027
機械装置及び運搬具（純額）	23,853	23,939
土地	※1 40,732	※1 40,305
建設仮勘定	2,308	2,280
その他	※1 8,347	※1 8,178
減価償却累計額	△6,654	△6,633
その他（純額）	1,692	1,545
有形固定資産合計	118,664	118,170
無形固定資産	2,144	2,246
投資その他の資産		
投資有価証券	17,415	17,683
前払年金費用	18,145	17,673
その他	11,038	10,578
貸倒引当金	△172	△166
投資その他の資産合計	46,427	45,768
固定資産合計	167,236	166,184
資産合計	282,630	291,792

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年2月28日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年11月30日)

負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	※2	43,990	49,160
短期借入金	※1	16,696	※1 16,067
1年内償還予定の社債		10,000	10,000
未払法人税等		2,004	1,744
引当金		4,532	1,510
その他		15,475	22,947
流動負債合計		92,698	101,431
固定負債			
社債		500	500
長期借入金	※1	13,774	※1 13,977
引当金		2,277	2,452
その他		9,960	9,850
固定負債合計		26,512	26,779
負債合計		119,210	128,211
純資産の部			
株主資本			
資本金		24,104	24,104
資本剰余金		29,432	29,432
利益剰余金		94,918	94,480
自己株式		△3,808	△3,804
株主資本合計		144,646	144,212
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		855	1,288
繰延ヘッジ損益		△130	△74
為替換算調整勘定		△3,543	△2,522
評価・換算差額等合計		△2,818	△1,307
少数株主持分		21,591	20,675
純資産合計		163,419	163,580
負債純資産合計		282,630	291,792

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)
売上高	108,954
売上原価	84,531
売上総利益	24,422
販売費及び一般管理費	※1 21,801
営業利益	2,621
営業外収益	
受取利息	84
受取配当金	74
持分法による投資利益	17
その他	113
営業外収益合計	289
営業外費用	
支払利息	148
その他	58
営業外費用合計	206
経常利益	2,704
特別利益	
前期損益修正益	3
固定資産売却益	3
貸倒引当金戻入額	1
補助金収入	5
特別利益合計	13
特別損失	
前期損益修正損	74
固定資産除却損	59
投資有価証券評価損	68
その他	34
特別損失合計	236
税金等調整前四半期純利益	2,481
法人税等	※2 881
少数株主利益	180
四半期純利益	1,419

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年12月1日
 至 平成21年2月28日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,481
減価償却費	2,993
持分法による投資損益(△は益)	△17
投資有価証券評価損益(△は益)	68
引当金の増減額(△は減少)	2,890
前払年金費用の増減額(△は増加)	△469
受取利息及び受取配当金	△158
支払利息	148
固定資産除売却損益(△は益)	56
売上債権の増減額(△は増加)	9,572
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,637
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,209
その他	△5,867
小計	4,852
利息及び配当金の受取額	132
利息の支払額	△151
法人税等の支払額	△1,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,151
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,714
無形固定資産の取得による支出	△99
投資有価証券の取得による支出	△1,026
貸付けによる支出	△103
貸付金の回収による収入	56
その他	△308
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,196
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	970
長期借入金の返済による支出	△474
配当金の支払額	△1,214
少数株主への配当金の支払額	△176
自己株式の取得による支出	△3
その他	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△903
現金及び現金同等物に係る換算差額	△134
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,083
現金及び現金同等物の期首残高	26,705
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	100
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,722

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、非連結子会社であった㈱サンエー物流については重要性が増したため、持分法非適用関連会社であったKEWPiE (THAILAND) CO., LTD. は実質的に支配していると認められることとなったため連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 48社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として月別移動平均法による原価法によっていましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、主として月別移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。また、この適用に伴い、従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」に計上していたたな卸資産廃棄損については、「売上原価」に計上区分を変更しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【簡便な会計処理】

重要な該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年12月1日
至 平成21年2月28日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社および国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ130百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	前連結会計年度末 (平成20年11月30日)																																																																							
<p>1. ※1. 担保に供している資産</p> <p>担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるのは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,769百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">4,343百万円</td> </tr> <tr> <td>その他（有形固定資産）</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,134百万円</td> </tr> </table> <p>上記担保に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,280百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,555百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,836百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>下記の債務について連帯保証しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">423</td> <td>銀行借入他</td> </tr> <tr> <td>THAI Q. P. CO., LTD.</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>上海丘寿儲運 有限公司</td> <td style="text-align: center;">183</td> <td>契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">609</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. ※2. （追加情報）</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">107百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	1,769百万円	機械装置及び運搬具	20百万円	土地	4,343百万円	その他（有形固定資産）	0百万円	計	6,134百万円	短期借入金	1,280百万円	長期借入金	2,555百万円	計	3,836百万円	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	423	銀行借入他	THAI Q. P. CO., LTD.	2	銀行借入	上海丘寿儲運 有限公司	183	契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証	計	609		受取手形	107百万円	支払手形	65百万円	<p>1. ※1. 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,037百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">5,931百万円</td> </tr> <tr> <td>その他（有形固定資産）</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,991百万円</td> </tr> </table> <p>上記担保に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,489百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,762百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,252百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>下記の債務について連帯保証しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">414</td> <td>銀行借入他</td> </tr> <tr> <td>THAI Q. P. CO., LTD.</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>上海丘寿儲運 有限公司</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td>契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">807</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. ※2. （追加情報）</p> <p>連結会計年度末日満期手形</p> <p>連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	3,037百万円	機械装置及び運搬具	21百万円	土地	5,931百万円	その他（有形固定資産）	0百万円	計	8,991百万円	短期借入金	1,489百万円	長期借入金	2,762百万円	計	4,252百万円	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	414	銀行借入他	THAI Q. P. CO., LTD.	2	銀行借入	KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.	200	銀行借入	上海丘寿儲運 有限公司	190	契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証	計	807		受取手形	76百万円
建物及び構築物	1,769百万円																																																																							
機械装置及び運搬具	20百万円																																																																							
土地	4,343百万円																																																																							
その他（有形固定資産）	0百万円																																																																							
計	6,134百万円																																																																							
短期借入金	1,280百万円																																																																							
長期借入金	2,555百万円																																																																							
計	3,836百万円																																																																							
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																																																						
従業員	423	銀行借入他																																																																						
THAI Q. P. CO., LTD.	2	銀行借入																																																																						
上海丘寿儲運 有限公司	183	契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証																																																																						
計	609																																																																							
受取手形	107百万円																																																																							
支払手形	65百万円																																																																							
建物及び構築物	3,037百万円																																																																							
機械装置及び運搬具	21百万円																																																																							
土地	5,931百万円																																																																							
その他（有形固定資産）	0百万円																																																																							
計	8,991百万円																																																																							
短期借入金	1,489百万円																																																																							
長期借入金	2,762百万円																																																																							
計	4,252百万円																																																																							
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																																																						
従業員	414	銀行借入他																																																																						
THAI Q. P. CO., LTD.	2	銀行借入																																																																						
KEWPIE (THAILAND) CO., LTD.	200	銀行借入																																																																						
上海丘寿儲運 有限公司	190	契約義務履行の金融機関による保証に対する再保証																																																																						
計	807																																																																							
受取手形	76百万円																																																																							

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年12月1日
至 平成21年2月28日)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

運送費及び保管料	6,119百万円
販売促進費	4,059百万円
研究開発費	658百万円
広告宣伝費	1,876百万円
給料手当	3,117百万円
減価償却費	382百万円
役員賞与引当金繰入額	20百万円
賞与引当金繰入額	883百万円
役員退任慰労引当金繰入額	5百万円
退職給付引当金繰入額	370百万円

※2. 「法人税等」は、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年12月1日
至 平成21年2月28日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年2月28日現在)

現金及び預金勘定	21,999百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,277百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	5,000百万円
現金及び現金同等物	<u>23,722百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年2月28日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 155,464,515株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,729,604株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年1月13日 取締役会	普通株式	1,214百万円	8円	平成20年11月30日	平成21年2月23日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

(株)サンエー物流、KEWPIE (THAILAND) CO., LTD. の2社が当第1四半期連結会計期間より連結子会社となったことにより、連結子会社の増加に伴う利益剰余金の増加として、利益剰余金が232百万円増加しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)

	食品事業 (百万円)	物流事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	86,086	22,867	108,954	—	108,954
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	3	5,332	5,335	(5,335)	—
計	86,089	28,199	114,289	(5,335)	108,954
営業利益	3,309	320	3,629	(1,008)	2,621

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、業種別に区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

食品事業・・・調味料・加工食品、健康機能、タマゴ、サラダ・惣菜 等

物流事業・・・運送・倉庫業

3. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社および国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これにより、営業利益は「食品事業」で133百万円増加し、「物流事業」で3百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間の本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報は開示しておりません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間の海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高は開示しておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)		前連結会計年度末 (平成20年11月30日)	
1株当たり純資産額	934.71円	1株当たり純資産額	941.79円

2. 1株当たり四半期純利益等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)	
1株当たり四半期純利益	9.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	1,419
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,419
期中平均株式数(千株)	151,735

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2 【その他】

平成21年1月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-----------|-------------|
| ①配当金の総額 | 1,214百万円 |
| ②1株当たり配当額 | 8円00銭 |
| ③基準日 | 平成20年11月30日 |
| ④効力発生日 | 平成21年 2月23日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年4月14日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹本 啓祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。